

鎌倉市教育委員会 令和3年6月臨時会会議録

○日時 令和3年(2021年)6月14日(月)

9時00分開会 9時31分閉会

○場所 鎌倉市役所 教育長室

○出席委員 岩岡教育長、齋藤委員、長尾委員、下平委員、朝比奈委員

○傍聴者 0人

○本日審議を行った案件

日程1 議案第8号

文書誤送付に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について

日程2 議案第9号

鎌倉市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

岩岡教育長

本日議題は少ないが急遽6月市議会に出さなければならない案件が出たため招集をさせていただいた。定足数に達したので委員会は成立した。これより6月臨時会を開会する。本日の会議録署名委員を長尾委員にお願いする。本日の議事日程はお手元に配付したとおりである。

なお、日程の1議案第8号「文書誤送付に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について」は、個人情報保護の観点から非公開にしたいと思うが、ご異議はあるか。

(異議なし)

岩岡教育長

異議なしと認め本議案については非公開とさせていただく。では日程に従い議事を進める。

なお、配付した議案第8号の議案集につきましては、臨時会終了後に事務局が回収させていただきます。

1 議案第8号 文書誤送付に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について

2 議案第9号 鎌倉市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

岩岡教育長

それでは日程の2議案第9号に入る。「鎌倉市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

教育文化財部長

本日は臨時会ということで私から説明をさせていただく。日程の2、議案第9号「鎌倉市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」提案理由を説明する。議案集その2、1ページから3ページをご覧いただきたい。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、令和3年4月28日から鎌倉市が新型コロナウイルス感染症等対策特別対策措置法第31条の4第3項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置区域となったことに伴い、鎌倉市生涯学習センターの開館時間を短縮しているため、短縮した時間分の施設使用料の減額及び施設使用料の還付について、鎌倉市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正しようとするものである。今回の改正は、感染症拡大防止対策に係る特例措置として規定することから、付則「使用料の免除の特例」において次の内容を規定する。感染症拡大防止対策として、施設の開館時間を短縮したことで使用時間を短縮した場合、条例第8条の規定により短縮した時間分の使用料を減額するものである。規則第14条では、使用料を減額する際、使用者側から減免申請書の提出を求めているが、今回の時間の短縮は、使用者側の意思によるものではないことから、減免申請書の提出を求めないものとする。また、規則第16条において、使用料の還付割合を規定しているが、感染症拡大防止対策として使用時間を短縮することから、その短縮した時間に応じて還付割合を別途定めることを規定する。施行期日は公布の日からとし、令和3年4月28日から適用とする。なお、ただいま説明をさせていただいたように、使用料の還付の事案が発生しているため、今回の臨時会で提案をさせていただいたところである。以上で説明を終わる。

(質問・意見)

下平委員

今回、このきっかけで付則ができるわけであるが、今後いろいろな事案でこういったこと

が起り得るのではないか。そういうの見越して作ることはできないのか。かなり具体的に新型コロナウイルス感染症と限って書かれているが、そのようにする必要性があるのか。

教育文化財部長

減免規定というのは恣意的にできるものではないということで、現状の中ではこの新型コロナウイルス感染症に限定した中での事象しかないために、これを捉えた形での規定をしているところである。あとは市長が定めるということが条例上規定はされているので、その運用の中で対応させていただければと思っている。

下平委員

一般的なものには市長の規定で対応するということになるわけか。ただ、施設側の事情によりお断りせざるを得なかったり、早く帰ってもらったり、他のことでも起り得ると思うが、それに関してはこちらで対応できると、ここではあえてこれに特化して入れる必要があると。

教育文化財部長

時間が8時になったり9時になったりさまざまなケースが出てきてしまっているため、こういう形で規則の方に付則でうって対応していくということである。

朝比奈委員

急に停電して使えなくなっても、突発的なことには今言ってくれた運用で対応できるということか。

教育文化財部長

昨年の緊急事態宣言下では完全に休館にして0か100かの話であったため、それは決裁という扱いの中で対応させていただいたのだが、今回は時間でさまざまなケースが出てくるため別途定めるということである。

下平委員

割合は別に定めるということで、別に何かつけるのか。

教育文化財部長

そうである。そこについてはまた決裁をとって内容の運用を図っていこうと。

朝比奈委員

フレキシブルな対応をしている。生涯学習センターはきらら鎌倉に限らない、全部のことか。

教育文化財部長

そうである。地域館まで全てである。

齋藤委員

ますます煩雑で大変であると思うが、やらなければいけないことだと思う。

下平委員

こういう法律になると規定がここまで細くなるのか。括弧が二つに渡っているのだが、一般的にはこのようになるものなのか。

岩岡教育長

定義は難しい、一般的なウイルスであるから。

下平委員

今後、いろいろなことが起こってくる可能性がある。

教育文化財部長

たしか国がこのように定めている。

齋藤委員

このように書いておかないと何でも出てきてしまう。要求だけ増えていくのは良くないためこれは大事なことである。

(採決の結果、議案第9号は原案どおり可決された)

岩岡教育長

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって6月臨時会を閉会とする。